

	労働衛生サービス	人間ドック	病院機能評価	福祉サービス	COA (MH 認定)	プライバシーマーク制度	ISO/OHSAS
<p>社団法人 全国労働衛生団体連合会</p> <p>①【評価委員会】13名以下の評価委員で組織。評価委員は、学識経験者、労働者を代表とする者、事業者を代表する者及び関係団体を代表する者の中から選任する。</p> <p>②【小委員会】評価委員のもとに、「評価認定実務委員会」及び「企画研修委員会」を置き、それぞれ次の事項を所掌する。</p> <p>評価認定実務委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価認定制度に関する諸規程の整備 ・評価基準の設定、改正 ・書類審査・訪問調査実施要領の作成 ・評価の重点項目の設定 ・評価認定計画の作成 ・申請施設に係る評価認定の事前審査 ・評価調査者の資格審査 <p>企画研修委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価調査者の企画検討(養成研修・能力向上研修) ・申請施設講習会の企画検討 ・申請施設に対する支援事業の企画検討(申請制度の改善指導、自己評価制度の導入指導、リスクマネジメントの導入指導) 	<p>財団法人 日本医療機能評価機構(JCQHC: Japan Council for Quality Health Care)</p> <p>1995年に厚生労働省(WHLW)と日本医師会(JMA)の協力により設立。</p> <p>①【評価部会】経験豊富なサーパーバイヤーで構成され、「審査結果報告書案」を検証する。</p> <p>②【評価委員会】評価部会での検討・調整結果を判定基準に基づいて審議する。</p> <p>評価部会、評価委員会の構成メンバーは、医療提供者(医師、歯科医師、看護師、薬剤師、内科、外科、病理)、弁護士、保険団体、医療享受者、病院経営者、経団連、サーパーバイヤー研修委員長、理事からなるが、<u>病院を代表する立場の委員・部会員はいない。</u></p>	<p>社会福祉法人 全国社会福祉協議会</p> <p>①【都道府県推進組織】各都道府県内の一つずつ設置され、各都道府県内の第三者評価事業を推し進めている組織である。「第三者評価機関認定委員会」および「第三者評価基準等委員会」等を設置し、第三者評価機関の認定・第三者評価基準および手法の策定、第三者評価結果の公表、評価調査者養成研修および継続研修の実施、普及・啓発、苦情等への対応等を行う。</p> <p>②【第三者評価機関】都道府県推進組織が定める「第三者評価機関認定要件」を満たしている場合に、都道府県推進組織により認定される。認定された第三者評価機関が、事業者より直接受審の申込を受け、その評価機関に所属している「評価調査者」が実際に評価を行う。評価機関の情報は、都道府県推進組織のホームページあるいは独立行政法人福祉医療機構が有する福祉保健医療情報ネットワークサービス(WAM NET)にて公開されている。また、評価調査者に関する情報は、各評価機関が公開する事になっている。</p> <p>(福祉サービス 第三者評価事業のご案内 福祉サービス第3者評価事業の推進体制より)</p>	<p>学校法人 産業医科大学 認定業務本部</p> <p>①【認定支援員】認定審査開始から認定に至るまでの全日程において受審機関を支援する。認定審査員を任命する。役割は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定基準の解釈を支援する ・認定プロセスについての質問に回答する ・受審機関の状況に基づいた、認定までの計画作りを支援する ・認定プロセスにおける準備状況を確認する <p>※認定支援員は、あくまで認定のコーディネーターであり、基準項目を具備するため具体的な作業支援や機能向上等のコンサルティングは行わない。</p> <p>②【認定委員会】認定業務本部は、実地調査報告書作成後、認定委員会に審査および判定を要請します。同委員会の委員は、学内外の精神医学に関する臨床、研究の専門家や、企業におけるメンタルヘルス対策の実務経験が豊富な産業医、企業の人事・労務部門の役員等により構成されている。</p> <p>認定委員会は、対象機関の評価が適正に行われたかについて審査し、認定の可否の判定を行う。</p>	<p>財団法人 日本情報処理開発協会 (JIPDEC : Japan Information Processing Development Corporation)</p> <p>①【プライバシーマーク付与機関(付与機関)】プライバシーマーク制度を適切に運用する役割があり、財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)が務める。下記の委員会等を設置している。付与認定指定機関数は、JIPDECの各地方の先機的位置付けの6組織を含め、合計17組織存在する。</p> <p>プライバシーマーク制度委員会</p> <p>学識者、有識者、事業者団体の代表、消費者団体、法曹関係者等で構成し、プライバシーマークに係る下記の事項について審議する。</p> <p>1) 制度に係る基準、規定等の策定、改定</p> <p>2) 指定機関の指定及び指定の取り消し</p> <p>3) プライバシーマーク付与の取り消し</p> <p>4) 制度の運用状況</p> <p>消費者相談窓口</p> <p>消費者からの個人情報保護に係る問い合わせ、プライバシーマーク制度に係る苦情等と受け付けて対応するための窓口。相談内容を分析し、再発防止策等を検討してプ</p>	<p>財団法人 日本適合性認定協会 (JAB : Japan Accreditation Board)【認定機関】</p> <p>①【国際認定機関フォーラム】マネジメントシステム審査登録機関や製品認証機関等を認定する機関の国際組織。認定機関間の技術的レベルの整合や相互承認協定の締結を目指して活動しており、その具体的な手段として ISO/IEC Guide61 の適用のための IAF 指針文書や ISO/IEC Guide 62 の適用のための IAF 指針文書、認定機関間の相互承認の方針と手順についての IAF 文書を定めている。</p> <p>②【認定機関】各国に1つの代表機関として設立され、審査機関の適合性評価を行う。日本では日本適合性認定協会(JAB)が該当する。(規格要求事項: ISO/IEC17011:2004)</p> <p>③【審査機関】企業や組織の審査を行い、審査登録を行う。日本では、BVQI, JQA, SGS, KHK などJABのマネジメントシステム審査(認定)機関でも50機関ある。(2010.9.1現在)規格要求事項: ISO17021:2006)</p>		
組織 (1)							

労働衛生サービス	人間ドック	病院機能評価	福祉サービス	COA (MH 認定)	プライバシーマーク制度	ISO/OHSAS
			<p>＜第三者評価機関認証要件＞ (1)組織体制・規定等 ①法人格を有する ②評価調査者に関する要件を満たす。 ③事業内容に関する透明性を確保するために以下の規定等を整備し、公開していること。 ア 所属する評価調査者一覧 イ 事業内容等に関する規定 ウ 第三者評価の手法 エ 守秘義務に規定する法規 オ 倫理規定 カ 料金表 キ 評価事業の実績 ④第三者評価を受けた事業者からの苦情等への対応等への対応体制を整備していること。 (2)第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱い 「都道府県推進組織に関するガイドライン」の「5. 第三者評価基準及び第三者評価の手法」及び「6. 第三者評価結果の取扱い」において定められた第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱いを満たすこと。 (福祉サービス第3者評価機関認証ガイドライン 1 第三者評価機関認証要件より)</p>		<p>プライバシーマーク制度の運営に反映する。 ②【プライバシーマーク付与認定指定機関(指定機関)】 事業者からのプライバシーマークの付与申請を受け付け、申請内容の審査・調査及び付与認定等の業務を行う。 (プライバシーマーク制度実施体制 より)</p>	

組織
(2)

	労働衛生サービス	人間ドック	病院機能評価	福祉サービス	COA (NH 認定)	プライバシーマーク制度	ISO/OHSAS
認定 基準 要求 事項 (1)	<p><申請の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> 公益法人または医療法人であり、病院・診療所開設許可を受けているか、または開設届けを所管官庁に届け出ていること。 労働安全衛生法に基づく健康診断、健診の保持増進対策 (THP) 及び作業環境測定を行う施設であること。ただし、THP と作業環境測定については、他の関連施設(機関)と連携がとれる場合は、この限りではない。 社団法人全国労働衛生団体連合会が行う制度管理調査に継続して 2 年以上の参加実績があること。 	<p><申請条件></p> <ul style="list-style-type: none"> 1-9 健診施設設立年月日 健診施設設立後 1 年以上の経過を条件とし、人間ドック健診の実績を必要とする。 2-1 人間ドック健診業務職員数 責任医師は常勤である 4-1~4-4 受診者 受診者数は、年間 500 人以上を最低条件とする。 4-6 精密検査指示数・実施 受診後フォローアップの観点から必ず精密検査の指示数と実施数を把握していることとする。 4-7 追跡検査指示数・実施数 受診後のフォローアップの観点から、追跡調査の指示数と実施数を把握していることとする。 	<p><申請条件></p> <ul style="list-style-type: none"> 病院(20 床以上)である事 8 つの領域と、領域別に大項目、中項目、小項目の 3 段階で構成される。 【8 つの領域】 ①病院組織の運営と地域における役割 ②患者の権利と医療の質および安全の確保 ③療養環境と患者サービス ④医療提供の組織と運営 ⑤医療の質と安全のためのケアプロセス ⑥病院運営管理の合理性 ⑦精神科に特有な病院機能 ⑧療養病床に特有な病院機能 <p>【評価項目数】</p> <p>大項目：52</p> <p>中項目：137</p> <p>(評点は 5、4、3、2、1)</p> <p>5：優れている</p> <p>1：基準を満たしていない</p> <p>小項目：352</p> <p>(判定 a、b、c)</p> <p>a：優れている</p> <p>c：基準を満たしていない</p> <p>【評価項目数】</p> <p>大項目：28</p>	<p><第 3 者評価基準></p> <p>「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づいて都道府県推進組織が策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織 I-1 理念・基本方針 I-2 事業計画の策定 I-3 管理者の責任とリーダーシップ 評価対象 II 組織の运营管理 II-1 経営状況の把握 II-2 人材の確保・養成 II-3 安全管理 II-4 地域との交流と連携 評価対象 III 適切な福祉サービスの実施 III-1 利用者本位の福祉サービス III-2 サービスの質の確保 III-3 サービスの開始・継続 III-4 サービス実施の計画の策定 	<p><受審資格></p> <p>① 認定対象となるサービスを 1 つ以上提供していること (認定の対象となるサービス a、c、d のいずれかは必須)。</p> <p>認定の対象となるサービスは、企業などの組織との契約のもとに提供される次のサービス。</p> <p>a. 相談窓口・ショールーム</p> <p>b. セリングサービス</p> <p>c. マネジメントコンサルティング</p> <p>d. ケースマネジメント・職場復帰支援サービス</p> <p>e. メンタルヘルス調査サービス</p> <p>② 6 ヶ月以上サービスを提供していること。</p> <p>認定対象となるサービスについては、申請時に少なくとも 6 ヶ月以上の提供実績が必要。</p> <p>このため、6 ヶ月以上の提供実績があることを証明する記録等の情報を提供していただくことがある。</p> <p>お申込時に 6 ヶ月以上の提供実績のあるサービスはすべて審査の対象となり、一部を除く外することはできない。</p> <p>③ 法人格を有し、認定の審査に対応できる組織、体制が整った認定業務本部が認められたこと。</p> <p>機関は、株式会社、医療法人、</p>	<p><申請資格></p> <p>国内に活動拠点を有する民間事業者で、少なくとも次の条件を満たしている必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護マネジメントシステム要求事項 (JIS Q 15001:2006) に準拠した個人情報保護マネジメントシステム (PMS) を定めていること。 個人情報保護マネジメントシステム (PMS) に基づき実施可能な体制が整備され個人情報の適切な取扱いが行なわれていること。 <p>ISO9001：2008 (品質マネジメントシステム)</p> <p>ISO14001：2004 (環境マネジメントシステム)</p> <p>OHSAS18001：2007 (労働安全衛生マネジメントシステム)</p> <p>一般要求事項 (例)</p> <p>ISO14001：2001 環境マネジメントシステム</p> <p>4.2 方針</p> <p>4.3 計画</p> <p>4.3.1 環境側面</p> <p>4.3.2 法的およびその他の要求事項</p> <p>4.3.3 目的、目標および実施計画</p> <p>4.4 実施および運用</p> <p>4.4.1 資源、役割、責任および権限</p>	

	労働衛生サービス	人間ドック	病院機能評価	福祉サービス	COA (MH 認定)	プライバシーマーク制度	ISO/OHSAS
<p>認定 証 制度 に 対 する 基 準 要 求 事 項 (2)</p>	<p>中項目：72 小項目：184</p> <p>・大項目は各領域における評価基準の枠組みを示すものである。 ・中項目は実際に評価を行う基準であり 5 段階で評価する。コメント欄には判断根拠を記載する。 5. 極めて優れている 4. 優れている 3. 適切 2. 不適切 1. 極めて不適切</p> <p>・小項目は中項目を評価するためにより具体的な活動・事項を示し、3段階で評価する。 a. 適切 b. 中間 c. 不適切</p> <p>(以上人間ドック 健診施設機能評価実施要綱 評価基準より)</p> <p>中項目の判定基準 小項目が全て○→A 小項目に○と×が混在→B 小項目が全て×→C</p>	<p>小項目(判定 a-e)を総合して評点(5-1)をつける。判定指針はあるが、全て機械的に判定されるのではなく、サーベイヤヤーのコメントが必要となる項目もある。</p> <p>全ての中項目の評点が 3 以上であれば認定される。評点 1 または 2 がある場合、留保となることがある。</p> <p>患者満足度、診療のアウトカム、経営評価は評価項目にはない(取り組んでいるかを尋ねるが、直接評価はしていない)。</p>	<p>一般財団法人、一般社団法人等、何らかの法人格を有している必要がある。したがって、有限事業責任組合のように法人格がない機関は、認定の対象にならない。</p> <p>MH 認定では、機関の組織・体制や運営等の全てが審査対象となる。したがって、機関の代表者を始め、機関全体が本認定に関する認識をもち、認定審査の担当者を明確に選任する等の受審体制が必要となる。</p> <p>【認定基準】 ①「運営と管理」 倫理実践、財務管理、組織の統治、人材管理、能力および品質の向上、リスクの予防と管理の各セッションで構成 ②「サービス提供管理」 業務およびサービス環境、クライアントの権利、訓練および監督の各セッションで構成 ③「サービス」 相談窓口・ショートカウンセリング、教育・研修、マネジメントコンサルテーション、ケースマネジメント・職場復帰支援サービス、メンタルヘルズ調査の各セッションで構成</p>	<p>4.4.2 力量、教育訓練および自覚 4.4.3 コミュニケーション 4.4.4 文書類 4.4.5 文書管理 4.4.6 運用管理 4.4.7 緊急時対応への準備および対応</p> <p>4.5 点検 4.5.1 監視および測定 4.5.2 順守評価 4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置 4.5.4 記録の管理 4.5.5 内部監査 4.6 マネジメントレビュー</p>			

労働衛生サービス	人間ドック	病院機能評価	福祉サービス	COA (MH 認定)	プライシマー制度	ISO/OHSAS
<p><評価者数> 1 施設当たり 2 名の調査者</p> <p><評価調査者の資格要件> ① 医師、労働衛生コンサルタント(保健衛生)、保健師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等として 10 年以上その業務に従事した者 ② 健診の管理運営業務に 10 年以上従事した者 ③ 上記①～③に掲げる者と同年以上とみなされる者</p>	<p><訪問調査者(サーパーバイヤー)数> 1 施設当たり原則 2 名(医師 1 名、事務 1 名)</p> <p><評価調査者の資格要件> 設定された評価基準に基づいて適切に評価できる専門の調査者を養成し、実施する。</p>	<p><評価調査者(サーパーバイヤー)数> 病床数に応じ 4～7 名(リporter、医師、看護師、事務)</p> <p><評価調査者の資格要件> (1)又は(2)に該当し、(3)を満たす者 (1)病院勤務者 ・診療管理領域 病院長、副院長経験を 5 年以上有する者 ・看護管理領域 病院長、副院長経験を 5 年以上有する者 ・事務管理領域 病院長経験を 5 年以上有する者 (2)研究者 ・診療管理領域(医師) ・看護管理領域(看護師) ・事務管理領域(医師・看護師以外) 医療管理に関する研究実績を有する者 (3)その他 サーパーバイヤー初任研修を受講し、研修生として訪問審査に同行できる事</p> <p><サーパーバイヤーの養成> ①研修 ・初任研修 模擬サーパーバイを含む 5 日間の集中研修</p>	<p><評価調査者数> 一件の第三者評価に 2 人以上の評価調査者が一貫してあたる。</p> <p><評価調査者の要件> ア 次の a 又は b に該当する評価調査者をそれぞれ 1 名以上設置すること。 a 組織運営管理業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有している者 b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有している者 イ 評価調査者は、都道府県が行う評価調査者養成研修を受講し終了していること ウ その他 a 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。 b 一件の第三者評価に 2 人以上(ア・a 又は b の双方を含む)の評価調査者が一貫してあたること。 (以上、福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン 第三者評価機関認証要件より)</p>	<p><認定調査員> 原則 2 名</p> <p><認定調査員の資格要件> 設定された研修を受講した者</p>	<p><評価者数> 原則 2 名</p> <p><評価調査者の資格要件(初回申請)> ・審査員補 派遣・委託等も含め最低 3 年以上の実務経験を有し、「P マーク審査員補養成研修コース」を終了し、所定の成績で合格している事。 ・審査員 P マーク審査員補の資格基準を満たし、P マーク審査員補として 1 年以内に 5 回以上の全 P マーク審査に参加していること。複数の主任審査員から推薦が必要。 ・主任審査員 P マーク審査員補の資格基準を満たし、2 年以内に P マーク審査員として 10 回以上の全 P マーク審査に参加していること。そのうち 3 回以上は P マーク主任審査員の代理的役割を務め、複数の P マーク主任審査員ならびに所属指定機関の推薦が必要。</p> <p>審査員の有効資格は 3 年更新登録料 (15,000～20,000 円)</p>	<p><評価(審査)員数> 認証(審査)機関は、審査工数の決定に関する文書化された手順を持つ必要がある。審査対象組織の規模により、審査工数が決まりそれぞれあわせて、審査員が選出される。</p> <p><7. 評価員の力量及び評価> 「JIS Q19011 品質・環境マネジメントシステム監査のための指針」に詳細な規定あり 7.2 個人的特質 倫理的である、心が広い、外交的である、観察力がある、知覚が鋭い、対応性がある、粘り強い、決断力がある、自立的である 7.3 知識及び技能 7.3.1 監査員としての共通の知識及び技能 a) 監査の原則、手順および技法 b) マネジメントシステムおよび基準文書 c) 組織の状況 d) 当該分野に適用される法律、規制及びその趣きの要求事項 7.3.2 監査チームリーダーとしての知識及び技能 7.4 教育、業務経験、監査員訓練および監査経験 7.4.1 監査員 a) 7.3 に示す知識および技能習得に必要な十分な教育を終了している事 b) 監査に特有の知識及び技能</p>

労働衛生サービス	人間ドック	病院機能評価	福祉サービス	COA (MH 認定)	プライバシ-マーク制度	ISO/OHSAS
	<p>・経験のあるサーベイヤ-の実際のサーベ-に同行する研修(OJT)</p> <p>・実際にサーベイヤ-としてチームに参加(2回目以降)</p> <p>・リーダー研修(リーダーになるための研修)</p> <p>・査読研修</p> <p>・評価項目改定時の研修</p> <p>②ツール</p> <p>・サーベイヤ-ハンドブック</p> <p>・サーベイヤ-サポートサイト(web)</p> <p>・サーベイヤ-通信(月刊)</p> <p>③フィードバック</p> <p>・サーベイヤ-パフォーマンステレビュ- (相互評価/受審病院からのコメント)</p> <p>サーベイヤ-数：823人</p> <p>・診療部門 297人</p> <p>・看護部門 239人</p> <p>・事務部門 287人</p> <p>(2010年4月1日)</p> <p>サーベイヤ-の選任は経験数、地域性などについて考慮されているが、明文化されていない</p> <p>サーベイヤ-により年間の訪問調査数に偏りがある。(平均3~4回/年)</p>	<p><評価調査者研修></p> <p>①都道府県推進組織が実施</p> <p>・評価調査者養成研修</p> <p>実習・演習を含む30時間30分</p> <p>・評価調査者継続研修</p> <p>演習を含む8時間</p> <p>②全国社会福祉協議会が実施</p> <p>・評価調査者指導者研修</p> <p>実習・演習を含む21時間</p> <p>(以上 評価調査者に対する研修より)</p>			<p><評価調査者の資格要件(更新登録)></p> <p>年一回のフォローアップ研修を修了していること。Pマーク審査員・主任審査員は、直近のPマーク審査員の有資格期間(1年)内に、3回以上、かつ有資格期間(3年間)で10回以上の全Pマーク審査の実績を有すること。</p> <p>・資格の停止</p> <p>審査業績が直近1年間で0件、3年間で3件未満</p> <p>・資格の格下げ</p> <p>審査業績が直近1年間で3件未満、3年間で10件未満(以上プライバシ-マーク審査員資格基準 一部改)</p>	<p>の開発に寄与する業務経験があること</p> <p>c)7.3.1および監査に特有の知識および技能に寄与する監査員訓練を終了していること</p> <p>d) (監査チームリーダーのもとで) 監査経験があること</p> <p>監査員の教育、業務経験、監査員訓練、監査経験のレベル</p> <p>例</p> <p>・監査員</p> <p>高卒以上の学歴で監査に関連する業務経験が2年以上あり、40時間以上の監査員研修を受け、監査チームリーダーの指揮・指導のもとで監査員訓練生として完全な監査を4回かつ延べ20日以上行った経験。(監査は過去3年以内に完了している)</p>

評価者 (2)

	労働衛生サービス	人間ドック	病院機能評価	福祉サービス	COA (NH 認定)	プライバシーマーク制度	ISO/OHSAS
評価手順	<p>①総合精度管理事業参加施設に対する案内</p> <p>②申請受付</p> <p>③書類審査</p> <p>④訪問調査</p> <p>⑤評価認定実務委員会による審査評価</p> <p>書類審査及び訪問審査を完了した後、「書類審査結果報告書」を及びチェックリストに記載した評価判定結果に基づいて「訪問調査結果報告書」を作成した上で、書類審査結果報告書、チェックリスト並びに訪問調査前に事務局から受け取った申請書類等を提出</p> <p>⑥改善報告書の提出</p> <p>訪問調査において、評価項目が×の場合、確認書受領から概ね1ヶ月以内で改善の機会が与えられる。</p>	<p>①申請・受付</p> <p>②受審受付番号交付・自己評価票一式配布</p> <p>(受付より1週間以内)</p> <p>③自己評価票、施設概要データほか関係書類提出・入金(配布より3ヶ月以内)</p> <p>④サーベイヤーの選任・訪問調査日の連絡</p> <p>(書類提出より2ヶ月以内)</p> <p>③訪問調査(サーベイ)：半日(13時~16時)</p> <p>書面による調査の情報に基づいて、実地で評価基準に基づいて評価</p> <p>④サーベイヤーによる調査結果合議報告書提出</p>	<p>①受審申請・契約</p> <p>②受審病院説明会</p> <p>実際の審査の流れや仕組みについて説明。</p> <p>③書面審査</p> <p>病院が、「現況調査表」と「自己評価調査表」のweb提出、「病院資料」の提出をする。</p> <p>④訪問調査(2日~2日半)</p> <p>複数のサーベイヤーが「訪問調査調査表」に基づき所定の項目について審査する。訪問後に合議を行い、「審査結果報告書案」を機構に提出する。(①の受審申請・契約から約1年)</p> <p>「自己評価調査表」と「訪問審査調査表」の内容はほぼ同じ。</p>	<p>①契約締結</p> <p>・事業所が存在する都道府県推進組織が認定した評価機関の中から、事業者が自由に選択できる。</p> <p>②書面調査</p> <p>・自己評価</p> <p>③訪問調査</p> <p>・書類確認</p> <p>・事業者インタビュー</p> <p>・事業所見学</p> <p>・利用者インタビュー</p> <p>④評価結果の取りまとめ</p> <p>・評価調査者の合議による評価結果の取りまとめ</p> <p>・事業者コメントの記入</p> <p>・調査結果発表に関する同意</p> <p>⑤評価結果の公表</p> <p>・国のガイドラインによって、記述式による全体総評と全ての評価項目の評価結果を公表。都道府県推進組織により、評価結果の判定理由の記入等が定められている。</p>	<p>①受審申し込み</p> <p>②受審審査</p> <p>③認定審査の開始</p> <p>・認定事業本部が認定審査員の任命</p> <p>・認定審査員が認定審査計画の策定</p> <p>④セルフスタディ</p> <p>認定基準を満たしているか自己評価し、改善を図る</p> <p>⑤セルフスタディ資料提出</p> <p>⑥実地調査</p> <p>約1日半の行程で、</p> <p>・文書等の確認</p> <p>・関係者インタビュー</p> <p>⑦認定審査員がレーティング(評価内容の点数化)とコメントを作成</p>	<p>①申請書類の作成</p> <p>②申請</p> <p>③文書審査</p> <p>(1.受取、2.受理、3.審査)</p> <p>申請書類の内容に関して個人情報保護の行動指針を定めた規定類の整備状況、それらの規定類に準じた体制整備状況の観点からの審査</p> <p>③現地審査</p> <p>(1.代表者インタビュー、2.運用状況の確認、3.現場での実施状況の確認、4.総括)</p> <p>文書上の審査において生じた疑義の確認、および個人情報保護マネジメント(PMS)の通りに体制が整備され、運用しているか等について確認するために行うもの。</p>	<p>TUV ライフパワジャパンの場合</p> <p>①受注段階 (a.適用範囲の決定、b.受注処理、c.審査スケジュールの決定、d.契約書の作成)</p> <p>②契約成立</p> <p>③審査：180日以内 (第1段階審査から第2段階審査終了迄)</p> <p>・第1段階審査 (主たる審査項目：a.組織・場所、b.適用範囲、c.プロセス項目、d.方針・目標、e.文書管理システム、f.マネジメントレビュー、g.内部監査)</p> <p>・第2段階審査</p> <p>④審査報告書：4週間以内 (第2段階審査終了から審査報告書作成迄)</p> <p>・認証の推薦</p>

	労働衛生サービス	人間ドック	病院機能評価	福祉サービス	COA (MH 認定)	プライバシーマーク制度	ISO/OHSAS
<p>⑦ 評価認定実務委員会による審査・判定 評価調査者から提出された「訪問調査結果報告書」及び改善報告書に基づいて評価認定実務委員会が審査し、「認定」、「認定保留」、及び「不合格」の1次判定を行う。</p> <p>⑧ 評価委員会による認定決定 ・第一次判定結果をもとに、最終の認定決定を行う。 ・「認定保留」と認定された施設については、改善状況の経過をみた上で、再審査を行い認定決定する。</p> <p>⑨ 認定決定通知 ⑩ 認定証等の交付</p>	<p>⑤ 評価結果案の作成 ⑥ 「評価部会」で検討 ⑦ 「人間ドック健診施設機能評価委員会」で検討 ⑧ (社)日本病院会で承認 ⑨ 報告書体裁の整備 (2ヶ月以内) ⑩ 認定書・報告書の発行</p> <p>※⑦により認定書の留保あり</p>	<p>⑤ 中間的な結果報告 評価部会で「審査結果報告書案」を検討・調整され、中項目・小項目の評点・判定ととの項目所見を中間的な結果報告受審病院へ送付。 (④訪問調査から6～8週間以内) ⑥ 補充的な審査(オプショナル) 2以下の評点がある場合は、「中間的な結果報告」で指摘された問題点の改善を図り、最終的な審査の前に補助的な審査を受審できる。 (⑤から2ヶ月以内) ⑦ 審査結果通知 ・「中間的な結果報告」及び「補充的な審査結果」を反映した「審査結果報告書」を評価部会で検討・調整する。 ・評価委員会は、評価部会での検討・調整結果を判定基準に基づいて審査し、認定の判定について執行理事に答申する ・認定の判定について運営会議で審査し、理事長が決定する。 ⑧ 認定書交付、審査結果報告書 <認定種別> ・認定 ・条件付き認定→改善要望事項の対応後に確認審査(1年以内) ・認定保留→改善要望事項の対応後に再審査</p>	<p>認定制度なし</p>	<p>⑧ 認定業務本部が実地調査報告書を作成 ⑨ 認定委員会にて審査し、認定の可否を判定 ⑩ 認定 ⑪ 公表 ※付与認定は法人単位</p>	<p>プライバシーマーク制度</p> <p>⑤ 認定可否と付与契約 1. 認定可否の決定と通知 2. 付与契約 (プライバシーマーク使用料の振込、付与契約と使用許諾証の交付、認定の公表) ※付与認定は法人単位</p>	<p>ISO/OHSAS</p> <p>⑤ レビュー：4週間以内(審査報告書作成終了から認定書発行迄) ・技術専門家によるレビューおよび認証員による最終判断 ⑥ 認定書発行 ↓ 次年度以降の「サーベイランス審査」へ続く</p>	

認定手順

	労働衛生サービス	人間ドック	病院機能評価	福祉サービス	COA (MH 認定)	プライバシーマーク制度	ISO/OHSAS
料金	事務分担金 会員機関：0円 非会員：50,000円 審査料手数料 新規：300,000円 更新：200,000円 認定料：50,000円	受審料：350,000円 更新料：300,000円 再調査料：250,000円 機能評価受審の結果「認定保留」となった施設が保留事項を改善された後に再度認定を得るための調査を申請する際に必要な料金。	1,260,000円～2,625,000円 窓口相談 初回時 52,500円 2回目以降 21,000円/時 訪問受審支援 525,000円 専門相談員派遣 (受審後) 1名 315,000円 2名 420,000円 3名 525,000円 講師派遣 63,000円	評価機関ごとに評価料金が設定されている。サービスの種別や利用者の数により金額が異なる事が多い。 東京都の場合 約 240,000～700,000円	基本料 500,000円 加算料金として、 ・認定サービス追加の場合 ・年間売上高による追加	・新規 300,000～1,200,000円 ・更新 220,000～900,000円 ※2年間のマーク使用料込	・監査 (審査) 機関毎に様々であるが、概して外資系機関のほうが高額な傾向あり (審査機関関係者のコメントより)
認定期間	3年間	5年間	5年間	受審推奨期間は約3～4年 (都道府県により異なる)	3年間	2年間	3年間
認定施設数	126 (2010年6月1日)	267 (2011年1月19日)	2543 全病院数 8708 の 29.2% (2010年12月3日)	2871 このうち東京都は 2006 (平成 21 年度審査件数)	2011 年度より実施	11893 (2011年1月17日)	・ISO9001：6274 (2008 年末時点) ・ISO14001：35573 (2008 年末時点) ・OHSAS18001：767 (2010年8月9日)
自発的な改善活動の有無	申請施設の義務として、「チェックリストを基にした自主監査を行い、継続的な改善に努めなければならない」と記載されている。	自己評価票に、継続的な質改善のしくみがある(1.6)、適切な健康評価・健康指導がなされている (3.2) とある。 (人間ドック健診施設機能評価 「自己評価票」)	継続的な質改善の取りくみ (1.8)、診療業務の質改善に取り組んでいる (4.1.2) と記載されている。 (JCQHC 担当者より)	「自己評価、第3者等による定期的な評価を行う体制」や、PDCA サイクルの定期的実施によるサービスの質の向上について言及している。 (福祉サービス第3者評価基準 ガイドライン III-2-(1))	能力および品質の向上 PQI ; Performance and Quality Improvement (I-5)への取り組みは、包括的・全組織的なプロセスで推進することが特徴とされ、全関係者が一丸となる事で成功する事を表している (産業医科大学 メンタルヘルスサービス機関機能認定事業認定基準より)	監査(3.7.2)、是正処置及び予防処置(3.8)とは別に、事業者の代表者による見直し(3.9)が必要とされ、定期的な実質的な経営判断が求められている。 (JIS Q 15001 各要求事項についてのプライバシーマーク付与適格性審査の基準より)	

	労働衛生サービ	人間ドック	病院機能評価	福祉サービ	COA (MH 認定)	プライバシ	ISO/OHSAS
サービ	職員の教育・研修、学会等への参加(1-17、1-18)、健診の各項目に関する標準手順書の有無について記載(3-5~3-26)がある。	職員の教育体制が確立している(1.5)と記載されている。(人間ドック健診施設機能評価 「自己評価票」)	職員の教育・研修(1.5)の記載がある。(病院機能評価 自己評価調査票)	「職員の質の向上に向けた体制が確立されている。」と教育研修について記載されている。(福祉サービ第3者評価基準ガイドライン II-2(3))	人材管理(I-4)で、社会・福祉分野では、機関の労働力はその組織の最大の資産とし、職員の業務評価に対する説明を行う(HRj3 業務評価)との記載がある。また、訓練および監督(II-3)では、人材の開発および訓練(TSJ1)、訓練内容(TSJ2)、監督(TSJ3)への言及されている。(産業医科大学 メンタルヘルスサービ	教育(3.4.5)、には以下の記載がある。教育計画に従い適切な教育を全職員に実施する。受講者の理解度を確認し、理解度が不十分な受講者へのフォローアップを行う。また、教育の有効性の確認、を報告する事が必要。計画の見直し、並びにこれらに伴う記録の保持に関する責任及び権限を定め、実施していること。(JIS Q 15001 各要求事項についてのプライバシマーク付与適格性審査の基準より)	
提供者の能力評価基準の有無	・自己評価なし ・改善指導は行わない ・申請施設の義務として、自主監査について言及	・事前に自己評価表の記入 ・中項目ごとにコメント欄があり、自己評価した根拠を記載する。 ・チェックリストに「継続的な質改善」という中項目がある	・事前に自己評価表の記入 ・JCQHC がサービヤーの育成、評価、認定を行っており、上位組織は存在しない。 ・目的は、病院の格付けでなく、医療機関のベスアツップである。このため、機能評価で明らかとなった問題点の相談を応じる仕組みがある。 ・外的インセンティブとして以下の8つがあるが、診療報酬などの経済的なものではない。1)緩和ケア施設基準の要件、2)認定病院と広告可能、3)理事長が医師でなくともよい(JCQHC)のHP 病院機能評価が影響する診療報酬や施設基準等について)	・自己評価あり ・目的は、事業者の優劣や格付けではなく、福祉分野の質の向上と利用者への情報提供である(自立と選択)。 ・第三者評価事業の普及促進は国の努力義務と(社会福祉法 78 条第 2 項)、法的な背景がある。 ・準民間会社である、社会福祉法人 全国社会福祉協議会が全体の統括を行っている。 ・都道府県推進組織が中心となり、都道府県単位で評価基準の策定を含め活動している。 ・「病院機能評価」を基にしている。 ・サービに対する評価が難しい。例えば認知症の方、どのように対応すれば良いかという一定の見解が得ら	・事前にセルフスタデイを実施。自己評価、改善、資料作成の3つの要素から構成されている。 ・セルフスタデイにナラティブが存在する。認定基準の実践状況についての質問に回答していくことで、受審機関が現状を把握し、優れている点および改善すべき点について検討できる。	・自己評価なし ・審査員の有効期限を設け、審査実績が少なければ資格の格下げ・停止など評価調査者の資格要件は、やや厳しい。 ・認定がないと事業活動が難しくい。 ・保険医療福祉分野のプライバシマーク制度は、「JIS Q 15001」に準じて策定した「保険医療福祉分野のプライバシマーク制度」と呼んで区別している。保健医療福祉分野の指定機関は(財)医療情報システム開発センター(MEDIS-DC)のみが行っている。 ・Pマークと似た制度として、ISMS(Information	・自己評価なし ・国際認定機関フォーラム、認定機関、認証機関へと続く段階的認証システムが世界的に構築されている ・規格毎に要求事項が規定されており、それぞれの適合性を第3者評価することで信頼性を担保している
特徴(1)							

労働衛生サービス	人間ドック	病院機能評価	福祉サービス	COA (NH 認定)	プライバシーマーク制度	ISO/OHSAS
	<p>て、「自院の現状の客観的把握」、「業務の改善にきつかけづくり」、「効率的で具体的な改善目標の設定」、「職員の自覚と改善意欲の醸成」、「医療の質・サービスの向上」を感じているが、「患者数増加」、「収益増加」などの経営上のメリットは10%前後と少ない(第三者機関による評価を与える病院経営の影響調査研究、三菱UFJリサーチ&コンサルティング、H18.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規審査、更新審査はほぼ同じ内容である。 	<p>以下JCQHC企画室コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査制度を13年続けてきて、評価項目が洗練され、病院での認知度が上がってきた実感がある。 現在の問題として、1) 病院機能評価(医療技術でなく、医療組織の評価)の意義の正しい周知、2) 受診病院の確保、3) サーパーバイヤーの質の向上、4) 国や世間の意向に従う必要があり厳密な意味での第三者評価とは言いにくい、がある。 報告書の作成などによる文書化、合議、手直しと人件費がかかる。 認定評価項目に「継続的な質改善」がなく中間審査もない。5年間の認定期間中 	<p>れていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場ではサービス内容の評価を求めているため、組織間の評価をしたい全社協との間にギャップが生じ、評価基準に無理がある。 インセンティブが弱く、今後の普及が問題である。 評価者調査者の質の確保・人材確保が難しい。 現場での評価に対する納得感を得るためには、評価基準を明確に細かく記載する必要はあるが、文章量が多いためと評価調査者が使用しにくいというジレンマがある。 行政からの補助金は1000万円弱ほど(以上 全国社会福祉協議会事務局より) 		<p>Security Management System: 情報セキュリティマネジメントシステム)がある(詳細は「プライバシーマークとISMSとの比較表」を参照)。</p>	

特徴
(2)

	労働衛生サービス	人間ドック	病院機能評価	福祉サービス	COA (MH 認定)	プライバシーマーク制度	ISO/OHSAS
特徴 (3)			<p>に質が保たれているか不明</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価機構の年間予算は、顧客(受診病院等)からが 22.6 億円(66.9%)、国(厚生労働省)から 1.12 億円(33.1%)で合計 33.8 億円である。(2010 年 3 月現在) 				

表2 プライバシーマークと ISMS との比較表

	プライバシーマーク	ISMS
適応範囲	個人情報の保護(個人情報のみ)	情報資産の保護(情報資産全て)
要求事項	個人情報保護マネジメントシステム—要求事項	情報セキュリティマネジメントシステム
計画	<ol style="list-style-type: none"> 個人情報保護方針策定 個人情報の特定と利用目的の特定 法令、国が定める指針その他の規範の特定と参照手順 個人情報のリスクの認識、分析及び対策 内部規程・手順(20種類)の策定・維持 教育・監査の計画書立案・文書化と維持 緊急事態への準備 	<ol style="list-style-type: none"> ISMSの適用範囲を定義 基本方針の策定(経営陣のコミットメントの証拠を要求) リスクマネジメントの体系的取り組み方法を策定 リスクを識別 リスクアセスメントの実施 リスクについての選択肢の明確化と評価 リスクに関する管理目的及び管理策を選択 適用宣言書の作成 残留リスクの経営陣承認と許可
実施及び運用	<ol style="list-style-type: none"> 資源、役割、責任及び権限の決定と文書化 個人情報の取得、利用、及び提供 個人情報の取得における本人の同意 個人情報の適正管理と安全管理措置 従業員の監督と委託先の監督 個人情報に関する本人の権利 	<ol style="list-style-type: none"> リスク計画を策定 リスク計画を実施(役割及び責任割り当てを含む) 選択した管理策を実施 教育・訓練及び認識されるプログラムを実施 運用を管理 経営資源を管理 セキュリティ事件・事故を検出し、対応管理策を実施
文書	マネジメント文書の策定	ISMS 文書(7種類)
点検	定期的な運用の確認及び鑑査の実施、是正処置と予防処置	定められた間隔で鑑査の実施
認証範囲	全社	一部のみ可
国内所得数	11673(2010年10月1日)	3623(2010年10月1日)
有効期間	2年	3年

資料 1 インタビュー質問事項

〈第三者評価制度の設立目的〉

- ・ 第三者評価制度の設立のねらい
- ・ 設立の経緯

〈組織体制について〉

- ・ 組織体制(上位組織の存在)
- ・ 評価部会・評価委員会等の組織としての役割
- ・ 認定制度を運営していく事務局側の苦労や問題点、課題

〈認定認証制度に対する基準要求事項〉

- ・ 申請条件
- ・ 施設基準
- ・ チェックリストの内容
- ・ チェックリストで、下位項目の評価と小～大項目の関連性
- ・ 自発的な改善活動の有無

〈評価者〉

- ・ サurveyヤーの選出方法
- ・ サurveyヤーの評価
- ・ サurveyヤーの教育(養成研修、継続研修の具体的内容について)
- ・ サurveyヤーが訪問調査の時に手にしているマニュアルの内容

〈評価手順〉

- ・ 受審申し込みから認定・認証に至るまで

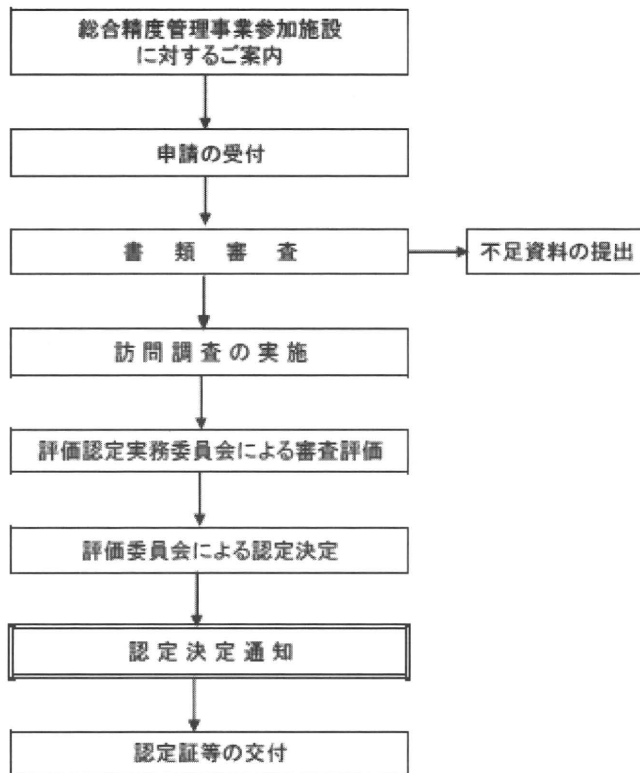
〈その他〉

- ・ 認定証取得によるメリット(取得によりインセンティブはあるのか?)
- ・ 第三者評価機関としての中立性
- ・ 海外の第三者評価制度など、もともなった評価機構はあるのか
- ・ 実際に評価を行って変化した事項
- ・ 他の関係団体(業界団体、行政)との関係・連携
- ・ 現状の評価制度で感じる利点(長所)および課題(短所)
- ・ 今後の評価活動の方向性および業務の発展性
- ・ 行政に期待する事

等

資料2 第三者評価制度の評価・認定フローチャート

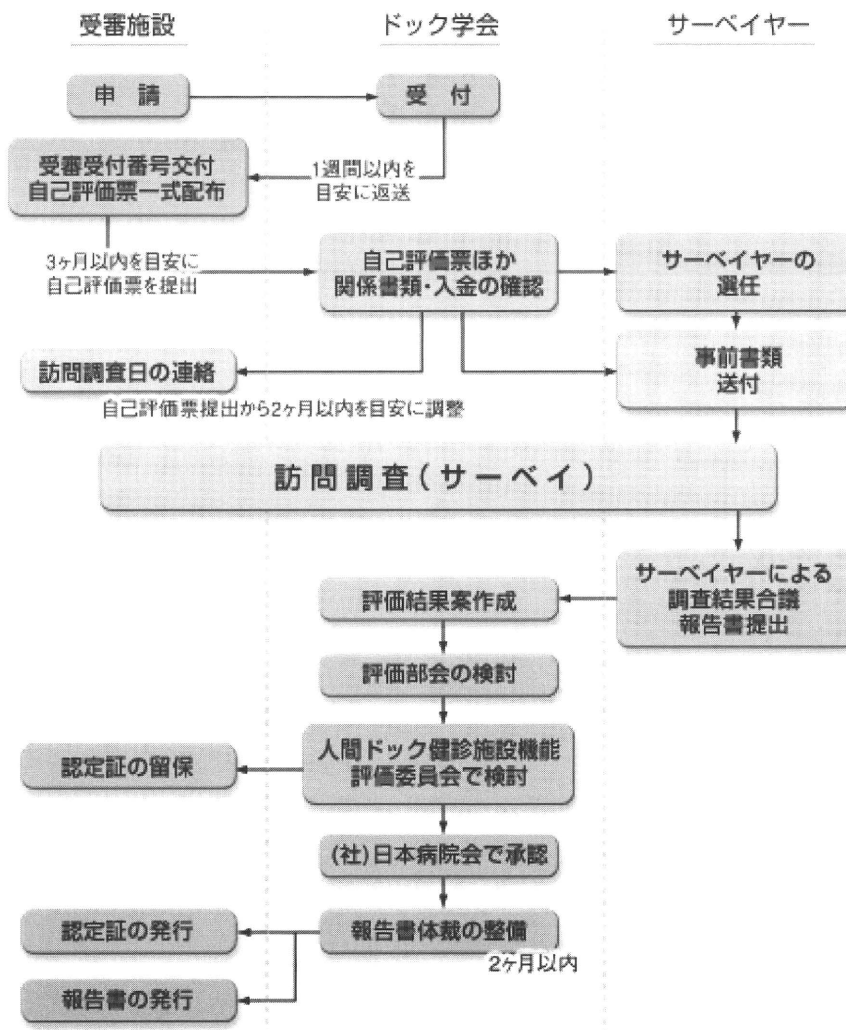
①労働衛生サービス機能評価



出典：労働衛生サービス機能評価事業 審査実施スケジュール(フローチャート)

<http://www.zeneiren.or.jp/pdf/3-19.pdf>

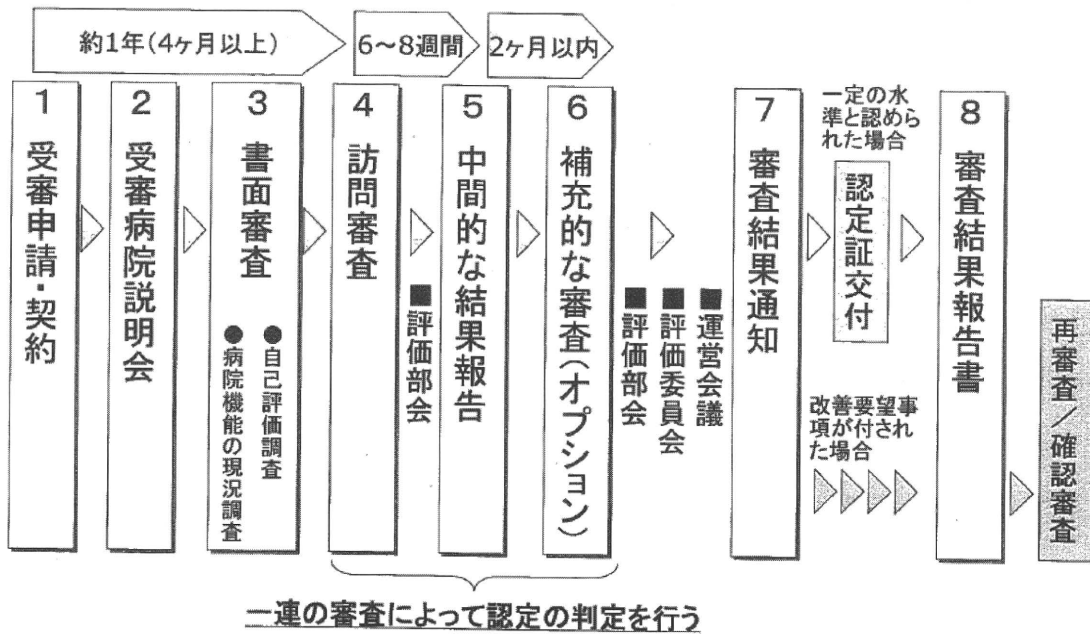
②人間ドック健診施設機能評価



出典：人間ドック健診施設機能評価実施要綱 訪問調査前後の具体的な流れ

<http://www.ningen-dock.jp/concerned/kinouhyoka-jushin/index.html>

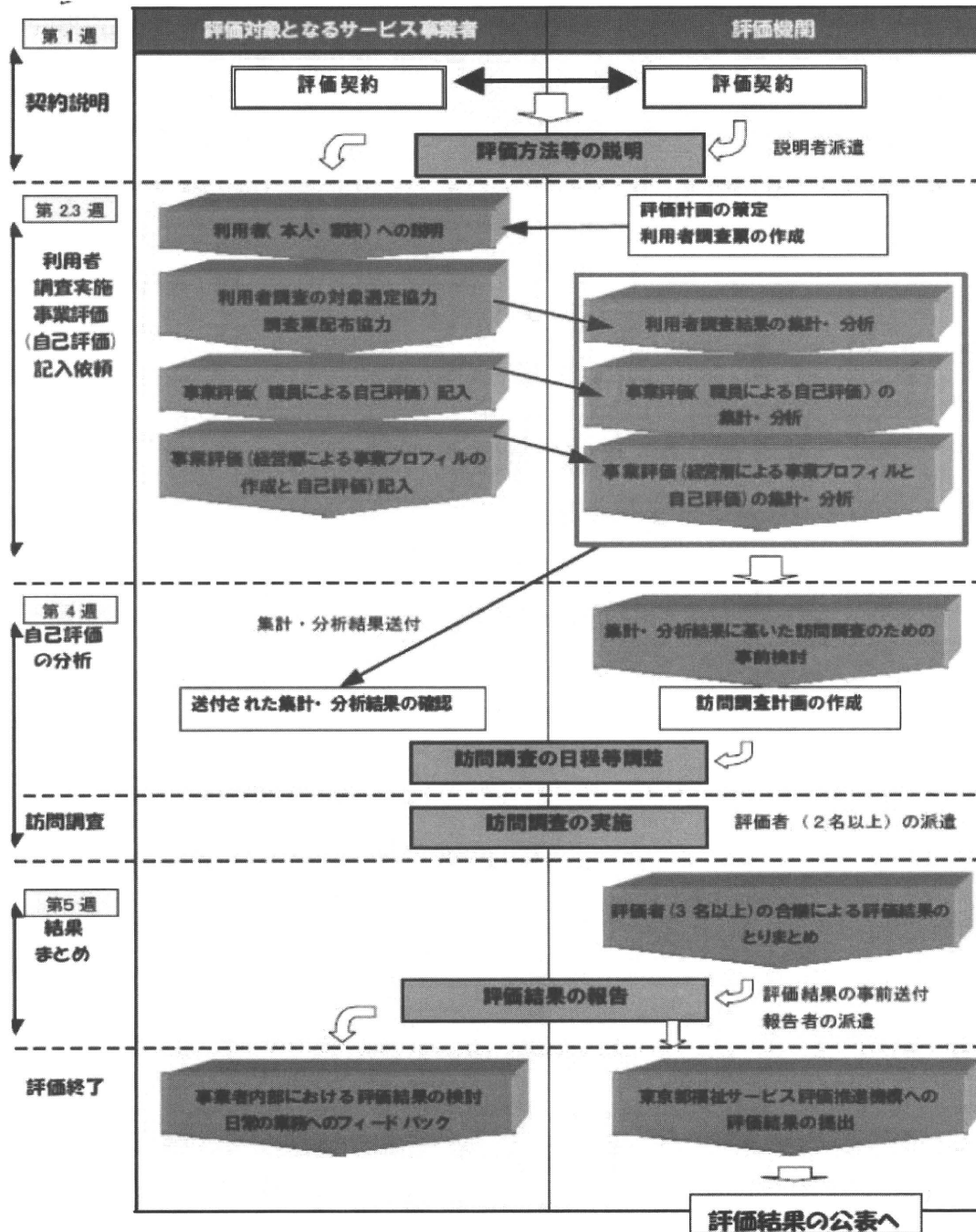
③病院機能評価



出典：財団法人 日本医療機能評価機構 インタビュー調査資料 病院機能評価プロセス

資料2 第三者評価制度の評価・認定フローチャート

④福祉サービス第三者評価制度

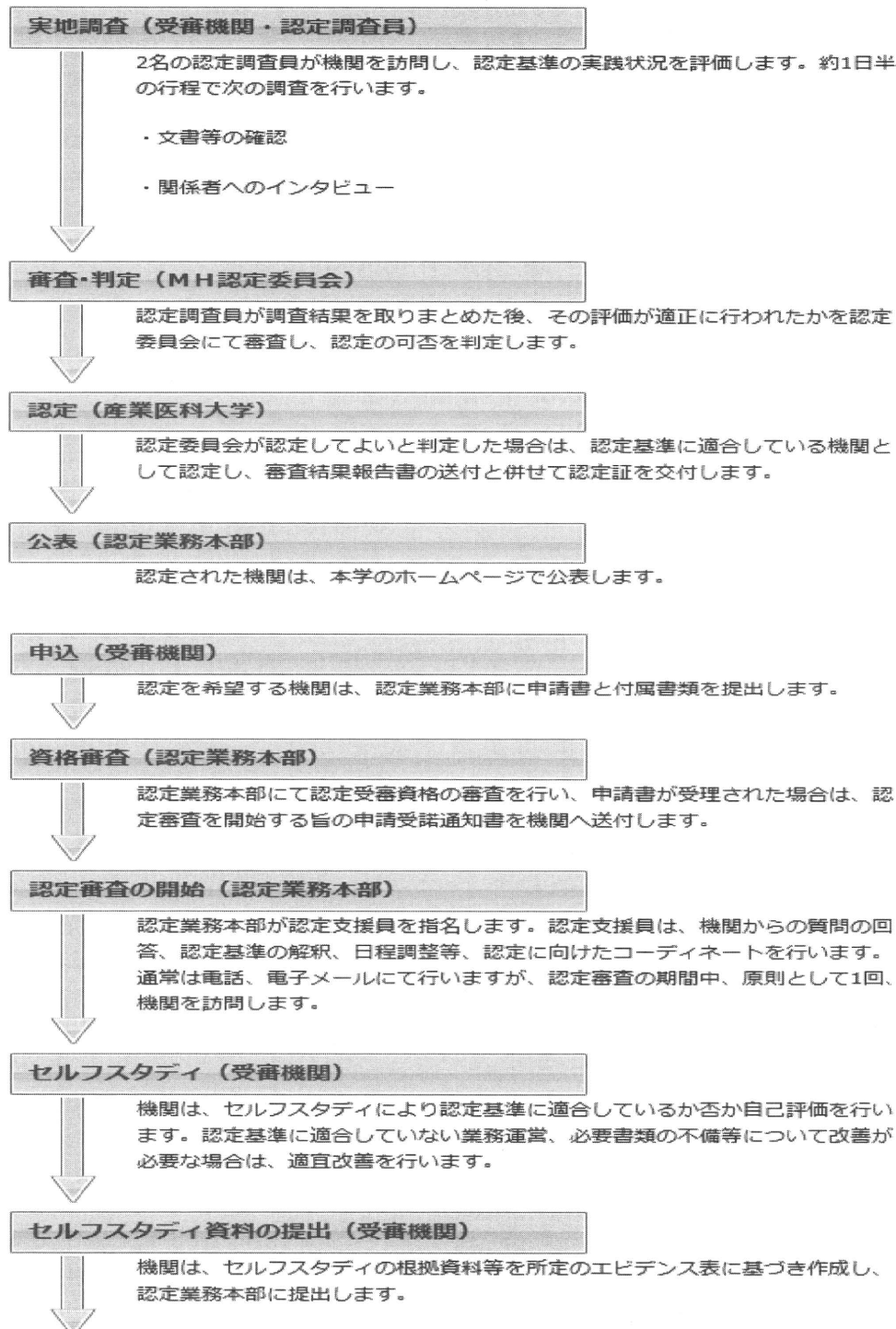


出典：東京福祉ナビゲーション 福祉サービス第三者評価の流れ

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/outline.htm>

資料2 第三者評価制度の評価・認定フローチャート

⑤COA



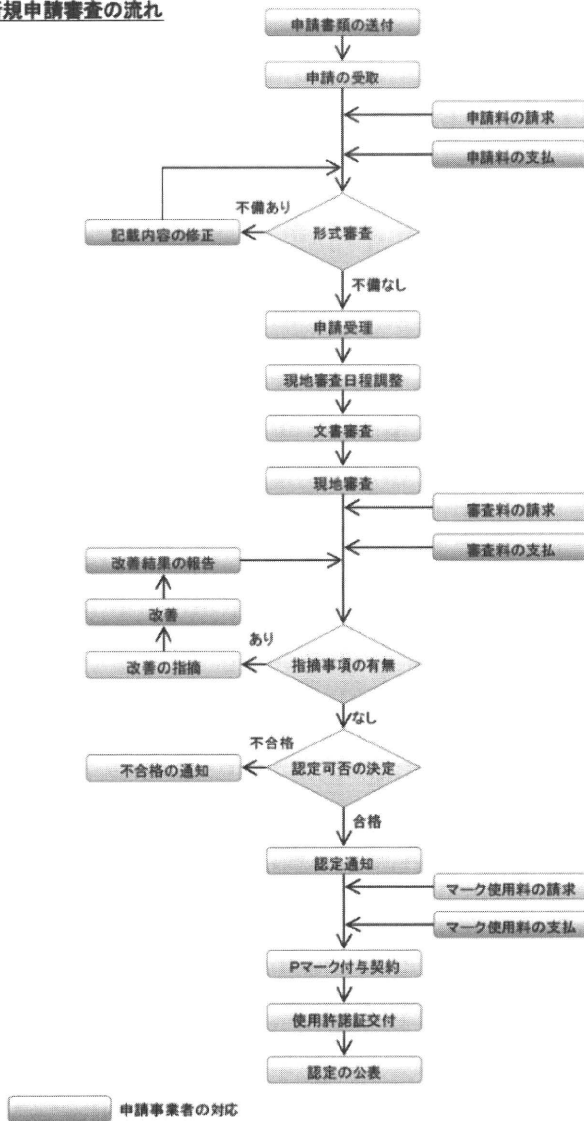
出典：産業医科大学 メンタルヘルスサービス期間機能認定事業(MH 認定) 申し込みから認定までのフロー

資料2 第三者評価制度の評価・認定フローチャート

<http://www.uoeh-u.ac.jp/JP/medical/hoshms/mh/shikumi.html>

⑥ プライバシーマーク制度

新規申請審査の流れ



出典：プライバシーマーク制度 新規申請方法

http://privacymark.jp/application/new/case_a/index.html